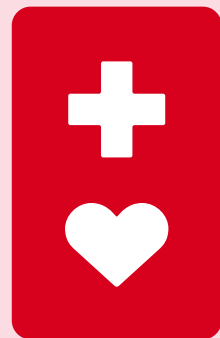


しょうがいがあることを理由に、差別を受けたときは、以下の身近な相談窓口にご相談ください。

また周りで差別を受け、困っている方を見かけたときも、以下の身近な相談窓口にご相談ください。

## 相談窓口

| 名 称                   | 電話番号         | FAX番号        | 所在区 |
|-----------------------|--------------|--------------|-----|
| 熊本市 障がい保健福祉課          | 096-328-2519 | 096-325-2358 | 中央区 |
| 中央区役所 福祉課             | 096-328-2313 | 096-351-0202 | 中央区 |
| 東区役所 福祉課              | 096-367-9177 | 096-367-9302 | 東 区 |
| 西区役所 福祉課              | 096-329-5403 | 096-329-1326 | 西 区 |
| 南区役所 福祉課              | 096-357-4129 | 096-358-0110 | 南 区 |
| 北区役所 福祉課              | 096-272-1118 | 096-215-3322 | 北 区 |
| 熊本市障がい者相談支援センター チャレンジ | 096-312-3550 | 096-312-3551 | 中央区 |
| 熊本市障がい者相談支援センター ウィズ   | 096-200-1571 | 096-200-1572 | 中央区 |
| 熊本市障がい者相談支援センター 青空    | 096-237-6777 | 096-237-6757 | 東 区 |
| 熊本市障がい者相談支援センター きらり   | 096-237-7563 | 096-237-7516 | 東 区 |
| 熊本市障がい者相談支援センター さいせい  | 096-223-6663 | 096-223-6667 | 西 区 |
| 熊本市障がい者相談支援センター じょうなん | 096-285-8757 | 096-285-8758 | 南 区 |
| 熊本市障がい者相談支援センター 絆     | 0964-28-7799 | 0964-28-0040 | 南 区 |
| 熊本市障がい者相談支援センター アシスト  | 096-288-5012 | 096-288-5026 | 北 区 |
| 熊本市障がい者相談支援センター なでしこ  | 096-342-4173 | 096-342-4174 | 北 区 |



## ヘルプマーク

支援が必要な方のためのマークです。

外見からはわからなくても、障がいや病気などで配慮や支援を必要としている方がいます。

このマークを見かけたら、バスや電車内では席をゆずる、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動と、あなたにできる配慮や支援をお願いします。

## この漫画を描いてくださった方々(順不同)

井芹 和貴 さん、白井 武博 さん、加藤 香澄 さん、林 佳代子 さん  
福浦 ほのか さん、前田 好輝 さん、横井 健成 さん

# 漫画でわかる！ 障害者差別解消法



障害者差別解消法は、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しています。

このリーフレットでは、障害者差別解消法についてよりわかりやすく理解していただくため、4コマ漫画を使って事例を紹介しています。

※障害者差別解消法は、法律名のため漢字で「障害」と表記します。その他は、「障がい」と表記します。



くまもと し しょう ぼうけんふく し か  
熊本市 障がい保健福祉課



## はじめに

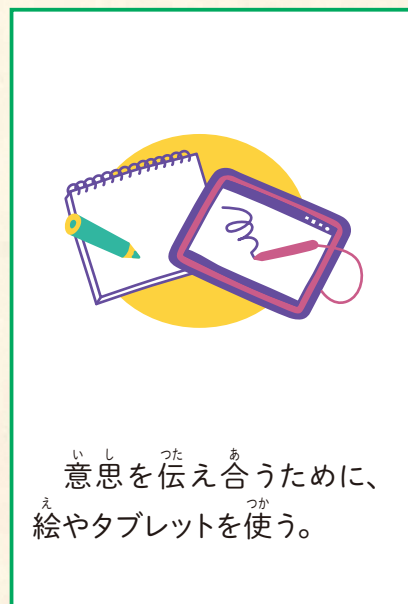
### 不当な差別的取扱いの禁止

しょうがいがあることで、しょうがいのない人たちとは違う扱いをしてはいけません。



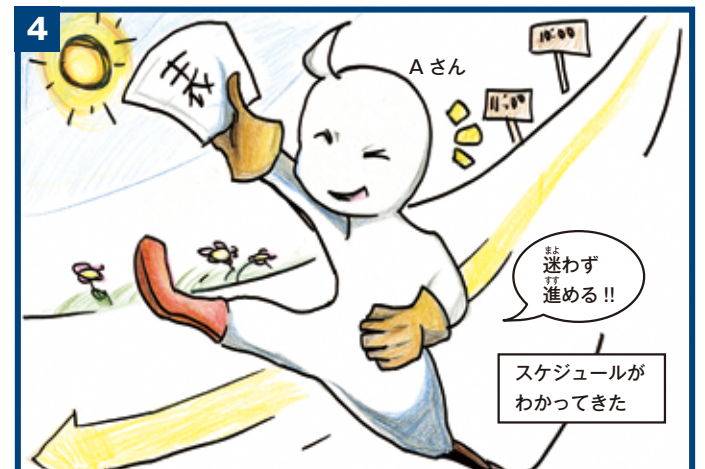
### 合理的配慮の提供

しょうがいのある人の中には、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。  
しょうがいのある人から、手助けを求められたら、できる範囲で対応するようにしましょう。



## 漫画事例①

### 仕事の場面で

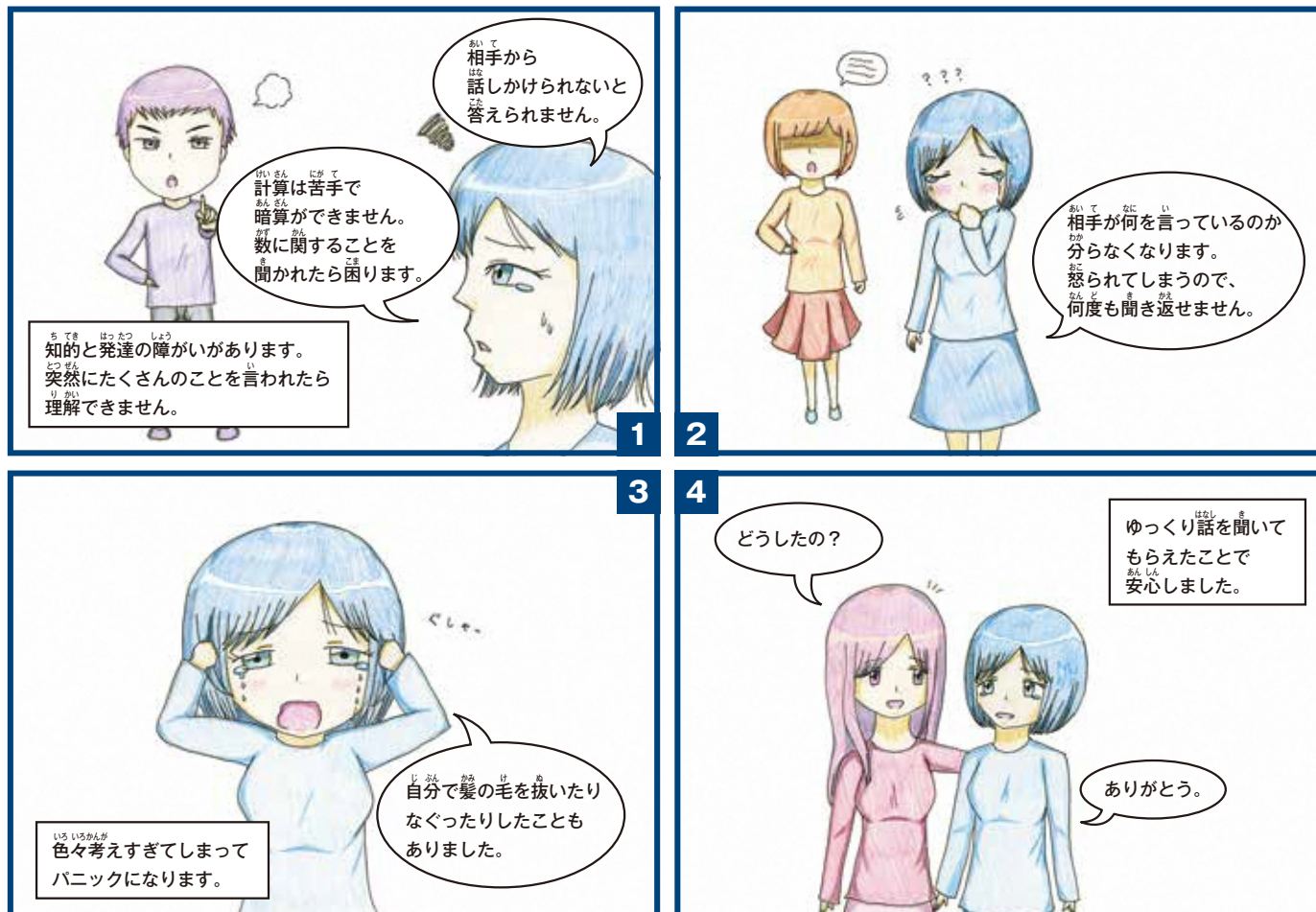


- たくさんのことを同時にすると混乱することがあります。指示をするときは、1つずつ伝えるようにしましょう。
- スケジュールや手順を目に見えるようにすると見通しをもつことができ、不安が解消されてスムーズに行動することができます。



## 漫画事例②

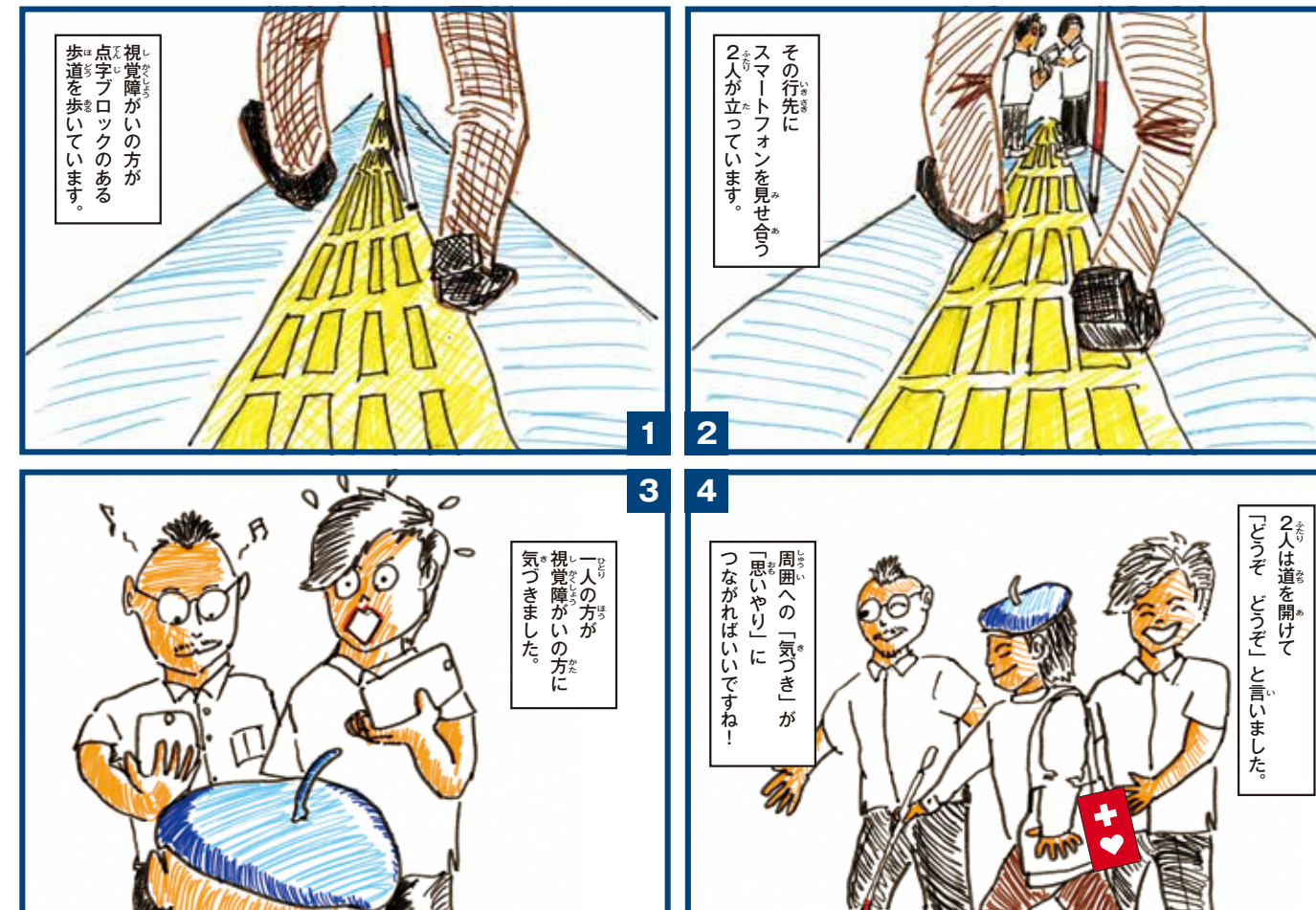
### 学校で～ゆっくり話して欲しい～



- コミュニケーションは、ゆっくり、丁寧に、短い言葉で、具体的にわかりやすく話しましょう。
- 質問するときは、答えやすいように聞き方を工夫しましょう。
- 笑顔でやさしい声で話しかけましょう。

## 漫画事例③

### 道路で



- 白い杖（白杖）は、視覚障がいの方が周囲の状況を確認するために使っています。
- 歩道や視覚障がい者用ブロック（点字ブロック）の上に自転車や看板を置いてはいけません。



まんがじれい  
漫画事例  
④

スーパーで



- 視覚障がいの方が、困っている様子のときは、「何を探していますか?」「どこに行きたいですか?」と声をかけてください。
- 説明するときは、「あちら」「こちら」や、「3番売り場」などの目から入る情報をあらす言葉は使わないようにしましょう。「30センチ右」「5歩先」「時計の1時の方向」など、具体的な方向や距離を伝えるようにしましょう。

まんがじれい  
漫画事例  
⑤

イベントで物理的な合理的配慮



- 障がいにはさまざまなものがあり、日々の生活の中で困り事や悩みがある方はたくさんいます。
- 障がいの症状や特性はさまざまで、外見からはわからない障がいでも苦しんでいる方がいます。
- 周囲の理解やサポートがあれば、うまくいくことがたくさんあります。

この法律で対象となる「障がいのある人」とは?

身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、発達障がいのある人、その他の心や身体のはたらきに障がいがある人で、障がいや社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活が困難になっている人です。障害者手帳を持っていない人も含まれます。

この法律の目的は?

障害者差別解消法は、行政機関や事業者を対象に、「障がいを理由とする差別」をなくすために制定されました。

障がいがあることを理由に不当な差別的取扱いをすることは、行政機関（※1）も民間事業者（※2）も禁止されます。さらに、行政機関は合理的配慮をしなければなりません。民間事業者は、できる限り、合理的配慮をするように努力する必要があります。

※1 行政機関とは、市・町・県・国などの役所のことです。

※2 民間事業者とは、お店や会社、ボランティアグループなどのことです。

私たち一人ひとりにできることは?

まずは、この法律について、正しく理解することが大切です。そして、多くの人にこの法律について知ってもらうことが、障がいのある人もない人も共に生きるために必要なことです。

一人ひとりの命の重さは、障がいのあるなしによって、少しも変わることはありません。このような「当たり前」の価値観を、社会全体に広げていくことが何よりも大切です。皆さんの行動、取組の一步一步の積み重ねが、障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現へとつながっていきます。

みなさん一人ひとりが障がいについて理解し、障がいを理由とした差別をなくしていけるようご協力をお願いします。

※マンガで紹介している事例は一例です。相手や場面によって必要な配慮などは異なります。